

教職第233-2号

平成30年6月5日

各市町村立学校長 } 様
各県立学校長 }

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

給与に関するチラシの配布について（通知）

給与支給事務につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
この度、当課では教職員に諸手当を受給する上で必要な制度について知っていただくために、給与に関するチラシを発行いたしました。ここに貴校教職員分として送付いたしますので、全教職員に配布いただくとともに、校内研修の機会等にご活用くださいますようお願いいたします。

担当 教育局教育総務部教職員課
給与制度担当

TEL 048-830-6667

扶養手当を受給している皆様へ

扶養手当の受給には、以下の **3つの要件** を満たしている必要があります。

- ①職員と一定の親族関係にあること
- ②扶養親族の所得が年額130万円未満であること
- ③職員が主たる扶養者であること

※要件についての詳しい説明は、「**知っていますか？あなたの給与と旅費**」をご覧ください。

※要件を満たさなくなる事由が発生した場合は、

扶養親族が、

あなたの届け出 が必要です。

アルバイト
を始めた

ハローワーク
で**失業等給付**の
手続きをした

パート
から**正社員**
になった

年金を
受給し始めた

事業を
始めた

等々

こんな時は…

所得の確認を!!

裏面に戻入事例やポイントを掲載しています。ぜひご一読ください。



昨年度、実際にありました戻入事例と気を付けていただきたいポイントをまとめました。

【事例１】

- 家族構成 職員、母
- 扶養親族 母（年金受給者）
- 概要

職員が把握していない遺族年金の存在が発覚し、母の総収入を計算したところ、年額１３０万円以上となったため、手当を戻入した。

【事例２】

- 家族構成 職員、配偶者、子
- 扶養親族 配偶者
- 概要

パートで働いている配偶者の勤務条件が変更されたことについて、職員が把握していなかった。収入が年額１３０万円以上となったため、勤務条件変更日にさかのぼって手当を戻入した。

※ 扶養手当を戻入する場合、扶養手当以外に**地域手当**や**期末勤勉手当**も戻入することになります。

※ 手当の戻入は、**最大で５年間** 遡ります。

ポイント



☆扶養親族の収入をすべて把握していますか？

- ・ **所得証明書に載らない非課税収入** がありますか？→【事例１】
例）障害年金、遺族年金、非課税の通勤手当等

☆扶養親族の状況の変化に注意してください。

- 例 子が、アルバイトを始めた
配偶者が、パートから正社員となり収入が増えた等→【事例２】

☆あなたが主たる扶養者ですか？

- ・ 被扶養者に対して、共同して扶養する者が家族手当に類するものを受給している場合、職員はその被扶養者について、手当を受給することはできません。
- ・ 別居する者を扶養認定する場合、**職員の送金額が一定の基準以上**であることが必要です。
- ・ 被扶養者に、職員より扶養の優先順位が高い者に十分な収入（**原則２６０万円以上**）がある場合、その被扶養者について扶養手当を受給することができません。